

計画作成年度	平成28年度
計画主体	小鹿野町

第4次小鹿野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	小鹿野町産業振興課
所在地	秩父郡小鹿野町両神薄2906
電話番号	0494-79-1101
FAX番号	0494-79-1200
メールアドレス	sangyo@town.ogano.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン タヌキ、アライグマ、ツキノワグマ、カラス、カワウ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	埼玉県小鹿野町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

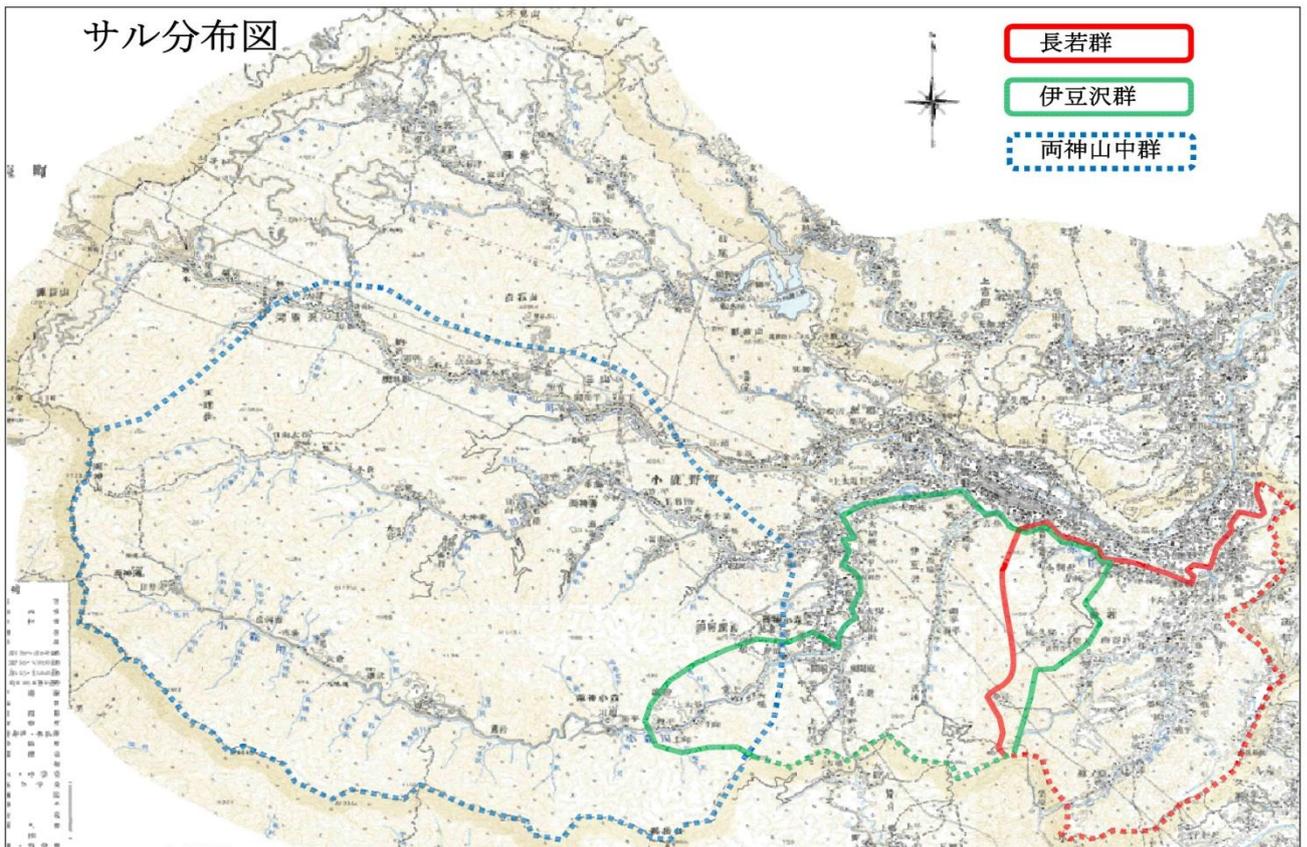
鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被 害 数 値		
		面積(a)	量(kg)	金額(千円)
ニホンザル	果樹	12	455	92
	野菜	7	2,553	534
	いも類	3	268	21
	その他	0	0	0
計		22	3,276	647
イノシシ	稲	3	172	29
	豆類	3	43	20
	野菜	3	903	112
	いも類	17	3,053	237
	その他	70	8,712	3,253
計		96	12,883	3,651
ニホンジカ	麦類	5	146	36
	豆類	15	230	133
	果樹	32	1,620	198
	野菜	15	3,350	669
	その他	18	10,170	625
計		85	15,516	1,661
ハクビシン	果樹	2	236	28
タヌキ	野菜	2	124	20
ツキノワグマ	果樹	9	276	40
カラス	野菜	3	470	75
スズメ	稲	1	25	4
ウサギ	野菜	1	350	53
カワウ	ます類	不明	不明	不明
合計		219	32,731	16,122

(2) 被害の傾向

本町は野生動物の生息する山林から一番距離のとれる市街地でも600mほどしかありません。住宅地及び田畑が山林に隣接しているといった環境です。谷沿いの平坦地を農地として利用しているため防護柵等で獣害から守るには限界があります。平成元年頃には被害はほとんどなく、加害獣のほとんどは生息すら確認されておりませんでした。その後、平成20年頃に急激に被害を受けるようになってきています。特にニホンジカについては、目撃数、捕獲数等から判断しても個体数を増加させていると思われます。

①ニホンザル

	長若群	伊豆沢群	両神山中群	ハナレザル
生息状況	長若全域、津谷木、小判沢、柴原、小野原、久那、別所、寺尾、蒔田、田村、伊古田	伊豆沢、小判沢、津谷木、柿の久保、布沢、大胡桃、大平戸、大久保、野沢、大堤	8～9月に出没 大堤～煤川、須川～日蔭、半平～大指	単独や数頭で行動 通年 町全域
被害状況	長若は小高い丘が取り囲んでいるような地形であり、これを周期的に移動し山中に停滞するのは少ない。頻繁に家屋の周囲に現れ収穫した農作物や農地の作物を食害する。	川沿いの谷間である伊豆沢を拠点とし、時々家屋の周囲に現れ収穫した農作物や農地の作物を食害する。冬季はゆず畑の周囲にすることが多い。	伊豆沢に隣接する地域に出没するようになった。家屋の周囲に現れ収穫した農作物や農地の作物を食害する。正確な生息域は不明	町内全域に時々家屋の周囲に現れ収穫した農作物や農地の作物を食害する。
傾向	平成22年に大量捕獲を行った結果、一度は減少したがその後徐々に増加し頭数は不明。被害は増加している。	山中に滞在することが多く正確な頭数が不明。被害量は横ばい。	山中に滞在するため、正確な頭数が不明。今のところ季節的な出没に留まっている。	人のすきを突き突然現れて餌を奪ってゆく。人慣れしており、女性や子供に対しては威圧的。



②イノシシ

生息状況	町全域 平成26年度に101頭、平成27年度に96頭捕獲したが被害は増加傾向。
被害状況	町全域 頻繁に出没し農作物を食害、昼夜問わず市街地に出没するものもいる。
傾向	町全域での被害が続いている。稲作被害・畑作被害が増加傾向にある。ワナでの捕獲がほとんどのため若い個体が多い。大きな個体は捕獲が難しい。くくりわなの直径規制が障害になっている。

③ニホンジカ

生息状況	町全域 平成26年度に213頭、平成27年度に381頭捕獲したが被害は増加傾向。
被害状況	町全域 山間で盛んに栽培されている花卉への食害が目立つ。大豆や麦の若木の食害がある。山林の樹木の食害が相当あると思われるがカモシカ被害と判断が困難であり実態は掌握しにくい。
傾向	町全域での被害が続いている。頭数は急激に増加している。夜道や市街地に近い公園で大群を目撃するほど個体数を増加させている。また、平成26年頃より、車両と接触する被害が多発している。

④ハクビシン

生息状況	町全域 平成26年度に20頭、平成27年度に33頭捕獲したが被害は横ばい。
被害状況	町全域 トウモロコシ、柿への被害が目立つ
傾向	町全域での被害が続いている。量的には横ばい。市街地での出没や営巣が確認されている。

⑤タヌキ

生息状況	町全域 平成26年度に21頭、平成27年度に47頭捕獲した。病気がはやり一時個体数を減らしたと思われる。その他交通事故死の個体数が増加している。
被害状況	町全域 ハクビシンと被害の見分けが付きにくい。
傾向	町全域 町内で目撃や被害も増加傾向。

⑥アライグマ

生息状況	町全域 平成26年度3頭、27年度に8頭が捕獲されているが、生息数は今のところ少ないと思われる。
被害状況	町全域 ハクビシンやタヌキと被害の見分けが付きにくい。
傾向	一部地域を目撃情報から、町全域で目撃情報がある。緩やかな増加傾向がある。

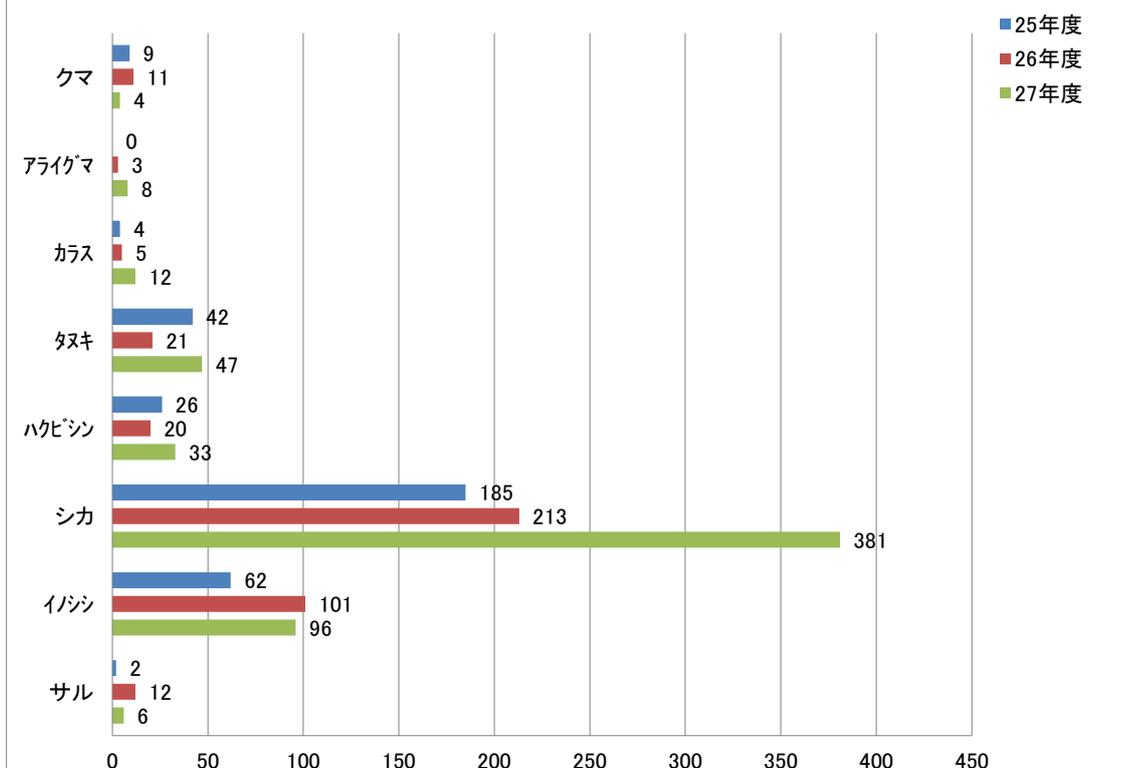
⑦ツキノワグマ

生息状況	町全域 行動範囲が広いとため生息数は不明
被害状況	町全域 8～11月に被害や目撃が多い。
傾向	町全域 養蜂箱、栗、柿に被害が集中。

⑧カラス

生息状況	町全域 行動範囲が広い ため生息数は不明
被害状況	町全域 トウモロコシの被害が目立つ
傾向	町全域で 量的には横ばい

鳥獣捕獲数（平成25～27年度）



(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
ニホンザル	0.15 ha 65 万円	0.15 ha 65 万円
イノシシ	0.91 ha 358 万円	0.91 ha 358 万円
ニホンジカ	0.80 ha 143 万円	0.80 ha 143 万円
ハクビシン	0.16 ha 65 万円	0.16 ha 65 万円
タヌキ	0.02 ha 3 万円	0.02 ha 3 万円
アライグマ	— —	— —
ツキノワグマ	— —	— —
カラス	— —	— —
被害金額	638 万円	638 万円
被害面積	2.1ha	2.1ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	【捕獲体制の整備】 ・実施主体は町 ・町は従事者を委託 ・従事者は猟友会各支部長の人選 ・各支部ごとにその地域を担当 ①小鹿野支部捕獲隊 ②長若支部捕獲隊 ③三田川支部捕獲隊 ④倉尾支部捕獲隊 ⑤両神支部捕獲隊	・担当境界線地点の捕獲協力体制の整備が必要 ・資格維持に手間と費用がかかり、やめる人が増加 ・シカの個体数の増加。 ・捕獲だけが防除方法との誤解もある。 ・従事者の高齢化や人手不足の傾向がある。 ・被害は国の責任と考える人もいる。 (以前はなかった。野生動物の無計画な保護が原因)
	【捕獲機材の導入】 ・はこわな小(ハビシ、タスキ、アライグマ) ・はこわな大(ニホンサル、イソシ) ・くくりわな(イソシ、ニホンジカ)	・クマの保護(わな規制)が障害になっている。 ・サル、シカの増殖に捕獲が追いつかない。 ・カモシカの錯誤捕獲が急増している。
	【捕獲鳥獣の処理方法】 ・捕獲者の自由処分 ①肉として活用 ②捕獲地へ埋設 ③ゴミ処分場へ埋設	・ジビエの活用を図っているが、需要と供給のバランスが悪い。 ・捕獲個体数も多く推移しており埋設処分に限界がある。 (焼却施設などを検討していく必要がある) ・病気個体も多く埋設作業が負担となっている。
防護柵の設置等に関する取組	【侵入防止柵の設置・管理】 ・防護柵の設置補助 ①簡易電気柵 ②防護ネット	・設置管理技術の向上を図る必要がある。 ・未設置箇所(弱者)に被害が集中する。 ・防護柵設置後の景観に疑問を感じる。 ・町全域が被害地であるため大がかりな防護柵は全部かゼロかの選択になっている。 ・費用が対策の障害になっている。
	【緩衝帯の設置】 ・設置意義の普及啓発の実施 ①地域で取り組み始めている。	・どの農地も山林が迫っている環境では量的に困難
	【追上げ・追払い活動】 ・サルの追払い ○地域協議会で実施 ○用具パチコ、エアガン、花火を使用 ○受信機を活用	・農地への依存度が高く、山中の滞在が少ない。地形上山奥への追払いは難しく他の農地への移動が多い。 ・個体数の増加が著しく事態は悪化 ・多くの協力者が必要だが協力しない人も多い。 ・被害にあう前に追いかけるのは有効だが徹底が困難。
	【放任果樹の除去】 ・実施意義の普及啓発の実施 ○なかなか理解が得られない	農地の周辺に自家用の果樹を植えて補完的な利用をしてきた歴史的な慣習があり、果樹の育成には何年も要するので除去に理解を得るのは困難、さらに、高齢化により収穫管理の徹底も困難。
生息・被害調査に対する取組	・テレメトリーを活用したサルの生息行動調査	・個体の確保 ・調査の人件費確保が困難 ・地域の方の理解と協力、町との連携が必要。
	・調査員による被害の聞き取り調査	・被害の把握が対策の土台であるが、難しい。 ・国に集積されたデータも実態ではない。 ・正確な回答が得られにくい。 ・調査方法を研究し、把握に努める必要がある。
普及啓発に対する取組	地域ぐるみの協力の必要性 ・餌の排除の徹底 ・追いかけるの徹底 ・環境整備の必要性	・地域協力の希薄 (個人情報保護、自己決定自己責任の社会) ・当事者以外は無関心 ・地域的な徹底が効果につながるが、徹底は不可能

(5) 今後の取組方針

- ①人里に慣らさない、農地に依存させない集落環境の整備
 - ・耕作放棄地解消の政策とリンクした取組を検討する。
 - ・長若地域でモデル的に実施しているので、成功させ町全域へ波及させたい。
 - ・ニホンザルに発信器を取り付け行動調査を行う。
- ②集落住民に対する野生動物の知識向上
 - ・パンフレットを配布、利用をして知識向上を図る。
 - ・町広報を活用する。
- ③被害量の正確な把握のための調査方法の検討
 - ・農業委員会を通じた調査方法を検討する。
- ④適切かつ効果的な捕獲
 - ・出没個体を対象に必要な最小限の捕獲を実施する。
 - ・捕獲個体の埋設以外の適切な処分方法を検討する。
 - ・ジビエ商品の開発、販売を検討する。
 - ・クマ・カモシカ等の加害領域外への開放も検討する。
- ⑤外来生物法を踏まえたアライグマの捕獲
 - ・初期対応が重要であると認識し、捕獲を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

西秩父猟友会への委託を基本としつつ、町職員、農業共済職員、狩猟者、農業者等による鳥獣被害対策実施隊の設置を検討し、新たな被害対策の担い手を育成。ハンターの確保に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	・はこわな等の整備 ・捕獲後、加害領域外への開放も検討
30	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	・はこわな等の整備 ・捕獲後、加害領域外への開放も検討
31	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	・はこわな等の整備 ・捕獲後、加害領域外への開放も検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、必要最小限の捕獲を実施する。</p> <p>アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。増殖前の早い捕獲対応が重要なので捕獲の強化に努める。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニホンザル	30	30	30
イノシシ	120	120	120
ニホンジカ	600	800	1,000
ハクビシン	40	40	40
タヌキ	40	40	40
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カラス	40	40	40
カワウ	90	90	90

捕獲等の取組内容
<p>捕獲手段 : 銃、はこわな、くくりわな、巢落し</p> <p>実施予定時期 : 通年</p> <p>捕獲予定場所 : 町全域</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小鹿野町	委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
サル	—	—	—
イノシシ	電気5km、ネット3km	電気5km、ネット3km	電気5km、ネット3km
シカ			
ハクビシン	電気1km	電気1km	電気1km
アライグマ	—	—	—
クマ	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

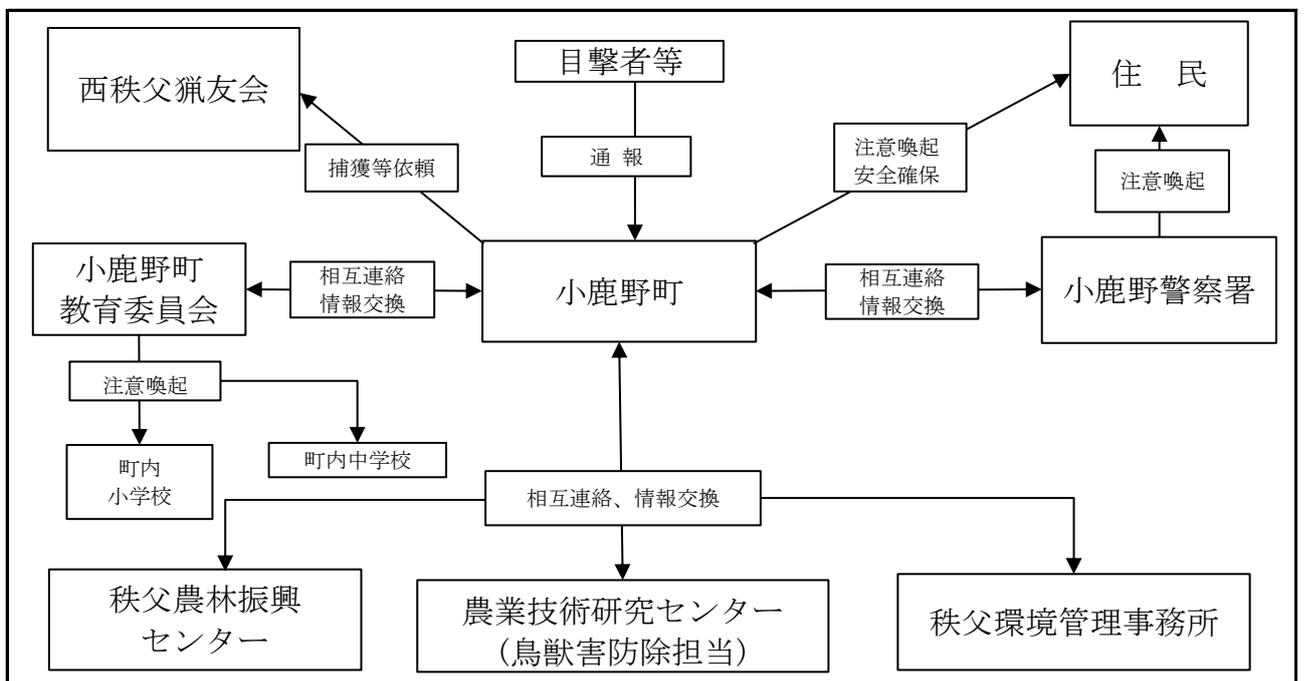
年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、アライグマ、カラス	追い払い隊の育成、放任果樹の除去、緩衝帯の設置
30	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、アライグマ、カラス	追い払い隊の育成、放任果樹の除去、緩衝帯の設置
31	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、アライグマ、カラス	追い払い隊の育成、放任果樹の除去、緩衝帯の設置

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	
小鹿野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等により、住民へ注意喚起 ・ パトロール等により、住民の安全確保 ・ 関係機関と相互連絡 ・ 西秩父猟友会への捕獲等の依頼
小鹿野町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小鹿野町と相互連絡、情報交換 ・ 各小中学校へ注意喚起
小鹿野警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民へ注意喚起 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換
西秩父猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小鹿野町等から依頼を受け、捕獲等を実施 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換
秩父農林振興センター 秩父環境管理事務所 農業技術研究センター (鳥獣害防除担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と相互連絡、情報交換

(2) 緊急時の連絡体制(例：クマ出没)



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	小鹿野町鳥獣害対策協議会
--------------	--------------

構成機関の名称	役割
長若地域自然休養村協議会	事業の推進
長若地区自治会	住民への意識高揚
西秩父猟友会	対策協力
小鹿野町議会（地元議員）	事業の推進協力
小鹿野町農業委員会	農作物の保護
J Aちちぶ	資材提供等
小鹿野町産業振興課	事務局
秩父農林振興センター	助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	野生鳥獣管理防止対策の助言指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・今後導入できるよう検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・地区ごとでの追い払い体制、緩衝帯等の整備 ・住民の安全対策の推進

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲現場での埋設を基本としつつ、焼却処分の検討を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

・ジビエの推進を計る。 ・ジビエに関する情報の周知徹底。 ・肉、皮としての活用を検討し、利用できるようにする。
